○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区横川字ハツノクボ二三三六、字タルノヤ二九三〇の一、二九四〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区春野町長蔵寺字カヤノ木平五六一の一、五七三の七、字イシ原五六六の一、五六八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字カヤノ木平五六一の一・字イシ原五六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年一月十九日

国土交通大臣　前田　武志

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道23号改築工事（豊橋東バイパス及び豊橋バイパス・愛知県豊橋市東細谷町字東中田地内から同市東細谷町字牛田地内まで、同市西山町字西山地内から同市小島町字蛇ノ髭地内まで及び豊川市御津町上佐脇南区地内から同市御津町上佐脇西区地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　愛知県豊橋市東細谷町字東中田、字新中田及び字牛田、西山町字西山並びに小島町字海見坂及び字蛇ノ髭地内

愛知県豊川市御津町上佐脇南区、中区及び西区地内

2　使用の部分　愛知県豊橋市東細谷町字牛田、西山町字西山及び小島町字海見坂地内

愛知県豊川市御津町上佐脇南区、中区及び西区地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県豊橋市東細谷町字境川地内の東細谷インターチェンジ（仮称）から豊川市為当町六反田地内の東三河インターチェンジ（仮称）までの延長26.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道23号改築工事（豊橋東バイパス及び豊橋バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道23号改築工事（豊橋東バイパス及び豊橋バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道23号（以下「本路線」という。）は、豊橋市を起点とし、豊川市、安城市、名古屋市、四日市市、津市等を経由して、伊勢市に至る総延長約212kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する豊橋市及び豊川市（以下「本件地域」という。）は、全国でも有数の自動車流通港湾である三河港を擁し、自動車関連産業が多数立地しており、自動車の製造・物流拠点として重要な役割を担っている。

本件地域における物流等を担う主要幹線道路としては、本路線や一般国道1号があるが、本件区間に対応する本路線及び一般国道1号（以下「現道」という。）は、豊橋市の中心市街地を通過することなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、本路線の豊橋市西浜町地内で24,108台／日、一般国道1号の豊橋市八町通三丁目地内で48,564台／日であり、混雑度はそれぞれ1.97、2.09となっている。

本件事業の完成により、豊橋市の中心市街地をバイパスする道路が整備され、既に供用済み又は供用予定である本路線（名豊道路）の他の区間等と接続することから、所要時間の短縮及び定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。また、現道の通過交通を本件区間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、起業者及び愛知県知事が「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、それぞれ昭和60年1月、平成3年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年3月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ等が確認されている。オオタカについては、営巣が確認されており、起業者は、継続的にモニタリング調査を実施し、低騒音・低振動型建設機械を使用して工事を実施するなど、今後も専門家の指導及び助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。ハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く存在することから影響は軽微であるとされている。